

# 老後の困窮防止

## 厚生年金 未加入対策

政府は、約200万人と推計される厚生年金未加入者問題について、刑事告発も辞さない姿勢で徹底した対応を行う方針だ。安倍内閣が「1億総活躍社会」を掲げる中、将来、少ない年金しか受け取れない「貧困高齢者」を可能な限り減らす狙いがある。

(政治部 傍田光路、本文記事1面)

## 保険料 零細企業には重荷

「(低年金の高齢者)支えていく必要がある」安倍首相は18日の参院予算委員会で、低所得の高齢者対策の必要性を重ねて強調した。

本来、国民年金は自営業者ら、定年を気にせずに働き続けられる人を想定した制度だ。このため、国民年金給付額の平均は2014年度末で月5万4000円(ことまっ)とある。

今回問題になっているのは、会社員やパートとして働きながら、事業主の都合で厚生年金に加入できない人の存在だ。将来受け取る年金が減るのは確実だ。

政府が、15年度補正予算案で低所得高齢者向けに3万円分の臨時給付金を盛り込

んだのも、低所得高齢者への配慮がある。これに対し、野党側は「参院選前のバラマキ」と批判。厚生年金の未加入問題も政府の追及材料にする構えを見せている。

女性や高齢者が活躍でき

る社会「1億総活躍」を掲げる安倍内閣としては、強い姿勢で未加入問題に臨む必要があったといえる。

厚労省は2015年度から、未加入問題への対策を強化してきた。当初は、国税庁の法人情報と厚生年

金加入の情報から計約97万事業所が、厚生年金適用の可能性があるとされた。日本年金機構などのその後ろの調査で、15年4月からの半年間で4万事業所を厚生年金に加入させたという。



自分が厚生年金の加入対象者か否かは、二段構えで判断する。「勤め先」と「本人の働き方」だ。

勤め先が「株式会社など法人の事業所」または「従業員が常時5人以上いる個人の事業所」の場合、及び公務員は、原則として、厚生年金が強制適用される。ただし、個人事業所の場合は、農林漁業や飲食業などは除かれる。

そのうえで、こうした適用事業所に勤める正社員と、労働時間や労働日数が正社員のおおむね4分の3以上のパートやアルバイトは、厚生年金の加入対象者となる。一般的には、週30時間以上働いていれば加入対象だ。

## 「勤め先」「働き方」で判断

### 従業員5人以上 ■ 週30時間以上勤務

- ② 公的医療保険の保険証が「国民健康保険」である③ 日本年金機構から届く「ねんきん定期便」に厚生年金の加入期間が記載されていない④ のいずれかか、あるいはまるまる、厚生年金に未加入である可能性が高い。厚生年金の加入手続きは勤め先が行い、保険料は給与から差し引くためだ。また、厚生年金加入者の医療保険は「協会けんぽ」や「健康保険組合」が一般だ。

年金相談を多く受けている東京都の社会保険労務士、三宅明彦さんは「中小企業では、適用対象なのに手続きをしていない会社が目立つ。また、『パートは入れなくてよい』と勘違いしている事業主も多く、そのため国民年金しか受け取れないケースもある。自分が加入対象者かどうか、きちんと確認し、問題があれば年金事務所相談してほしい」と話している。

(社会保障部 石原殺人)

**加入対象者です**

- 株式会社など法人に勤めている または ● 従業員が5人以上 ※ 農林漁業、飲食業など一部を除く
- おおむね週30時間以上働いている ※ パートやアルバイト、正社員を問わない

**こんな場合は要注意**

- ▶ 給与明細で、厚生年金保険料が引かれていない
- ▶ 保険証に「国民健康保険」と書いてある
- ▶ ねんきん定期便に厚生年金の加入記録がない

いずれかに当てはまる場合は、年金事務所に相談を!

「(低年金の高齢者)支えていく必要がある」安倍首相は18日の参院予算委員会で、低所得の高齢者対策の必要性を重ねて強調した。

本来、国民年金は自営業者ら、定年を気にせずに働き続けられる人を想定した制度だ。このため、国民年金給付額の平均は2014年度末で月5万4000円(ことまっ)とある。

一方、厚生年金は定年後、基本的に収入がなくなる会社社員らを念頭に置いた制度で、受け取る年金額は14年度末で平均月14万7000円

今回問題になっているのは、会社員やパートとして働きながら、事業主の都合で厚生年金に加入できない人の存在だ。将来受け取る年金が減るのは確実だ。

政府が、15年度補正予算案で低所得高齢者向けに3万円分の臨時給付金を盛り込



日本年金機構の本部 (2015年4月撮影)

ただ、告発するのは「特に悪質な事業所」に限られる見通しだ。厚生年金は保険料を事業所と従業員が半分ずつ負担するため、未加入の事業所は保険料を払っていることを嫌って、厚生年金

## 加入避ける従業員も

たたくも払えない中小零細に悪質な事業所」に限られる見通しだ。厚生年金は保険料を事業所と従業員が半分ずつ負担するため、未加入の事業所は保険料を払っていることを嫌って、厚生年金

に入らなければならない従業員もいるという。社会保険労務士の東海林正昭さんは「国民年金と厚生年金では将来受け取る年金額に大きな差がある。賃金は減ることになるが、将来のことを考えて厚生年金に入りたい」と呼びかけている。